

稲沢市行政情報システム標準化・共通化に係る情報提供依頼(RFI) 実施要領

1 目的

本市では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき行政情報システムの標準化を国の定めた期限である令和7年度末までに完了するよう事業を進めてきました。しかし、法改正や制度改正等により標準化対象20業務システムのうち3業務システムについて、令和7年度末までの移行が困難となり、特定移行支援システムになっています。

このため、当該3業務及び関連業務システムについて、標準準拠システムへの移行計画について再検討を行う必要があり、システム調達可否等について、幅広い事業者に対して情報提供の依頼を行うものです。

2 情報提供に係るスケジュール

(1)参加表明(事業者)

様式1「参加表明書」を令和7年9月10日(水)までに提出してください。

(2)質問書の提出(事業者)

様式2「質問書」を令和7年9月10日(水)までに提出してください。

(3)質問に対する回答(本市)

情報提供基準の均質化を図る観点から、参加表明のあった事業者に対し、質問及び回答を集約したうえで令和7年9月19日(金)までに電子メールにて送付します。

(4)回答票の提出(事業者)

様式3「回答票」を令和7年9月30日(火)までに提出してください。

※参考資料がある場合は併せて提出をお願いします。

様式1～3はいずれも電子メールにて以下のアドレスへ提出してください。

joho-joho@city.inazawa.aichi.jp

3 情報提供を求める業務システム

参考資料1のとおりです。

4 その他の標準準拠システムの移行状況

上記3に掲げるシステム以外の標準準拠システムへの移行状況は参考資料2のとおりです。なお、資料の記載内容は令和7年8月現在のものであり、移行作業の進捗により変更の可能性があります。

5 情報提供依頼の概要(詳細は様式3「回答票」をご確認ください)

(1)システム導入の可否について

参考資料1に記載のシステムについて、本市への導入の可否にかかる情報提供をお願いします。一括導入はもとより、一部システムの導入でも結構です。

(2)システム構築に着手可能な時期及び本稼働までに必要な期間

参考資料1に記載のシステムについて、現在オンプレミスで運用しているシステム機器の都合上、次期システムは令和10年4月の稼働開始を予定しております。パッケージ開発状況及び人的リソースの観点を踏まえ、対応可能であるかどうか等を回答してください。対応が難しい場合、稼働開始可能時期及び構築期間をご回答ください。

(3)構築費用及び本稼働後の運用費用の概算

構築に係る費用及び稼働開始後の運用にかかる費用をご回答ください。

なお、構築費用については国のデジタル基盤改革支援補助金の対象内・対象外が分かるように記載してください。補助金の対象外となる機器等に係る費用については、協議のうえリース調達とする可能性があります。

また、現行システムからのデータ抽出は現行システムベンダが行いますが、データクレンジングについては今回依頼の構築の範囲内とします。

運用に係る費用については、システム利用料に加え、システム保守、ハードウェアのリース料等システムの円滑な運用に必要な一切の費用を含むものとします。

6 情報提供に当たっての留意事項

(1)標準準拠システム

・国の定める標準仕様書に準拠したシステムであり、ガバメントクラウド上に構築するものであること。現在稲沢市が使用しているCSPがAWSのみであることに鑑み、ネットワーク管理上、AWSを採用するシステムであることを希望します。別のCSPを採用する場合は、異なるCSP間におけるネットワーク接続方法についても併せて提案してください。

(2)その他の業務システム

・現行システムで標準化対象業務システムと一体的に構築している業務システムについても提供可能である場合、情報提供をお願いします。なお、その他の業務システムについては、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムであり、ガバメントクラウド上に構築できるものを希望します。AWS(ガバメントクラウド)以外の環境にて構築する場合は、基幹システムとの連携方法についても併せて提案してください。

7 その他

- (1) 情報提供いただいた事業者に対して、本市から質問をさせていただく場合がありますのでご協力をお願いします。
- (2) ご提出いただいた資料は返却いたしません。
- (3) 回答及び情報提供のために要する費用は、事業者の負担とします。
- (4) 回答内容及び提供いただいた資料等は、当該目的以外には使用しません。
また、本市以外の外部へ提供することはありませんが、今後、情報公開の対象となる可能性もありますので、事業者が開示したくないものについては社外秘マーク・丸秘マークなど判断がつき易いようにしてください。

8 問合せ先

稲沢市 総合政策部 デジタル推進課 システム管理グループ

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

電話：0587-32-1142(ダイヤルイン)

電子メール：joho-joho@city.inazawa.aichi.jp